

エジプトの輸入規制措置の概要 (平成25年3月12日時点)

【輸入規制措置の概要】

エジプトは、日本から輸出される食品、飼料に対して、日本の政府機関が発行する証明書を貨物に添付することを求めています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	11 都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡）	全ての食品、飼料	〈放射性物質検査証明〉（エジプトの基準値（注1）に適合することの証明）
2	上記11都県以外	全ての食品、飼料	〈産地証明〉（11都県以外で生産・加工されていることの証明）

注1； EUの基準^(*)に準拠。

^(*)参考：EUが定める放射性セシウムの最大許容量（単位：Bq/kg 又は Bq/L）
＜食品＞

	乳児用食品	飲料水	牛乳・乳製品	その他食品
放射性セシウム 134 及び 137	50	10	50	100

注）乾燥食品は水に戻した状態で計測。ただし、茶葉及びきのこは乾燥状態で500Bq/kg。大豆及び大豆加工品は500Bq/kg。米及び米加工品は、平成24年9月30日までに製造・加工されたものは500Bq/kg。

＜飼料＞

	牛及び馬	豚	家禽	魚類
放射性セシウム 134 及び 137	100	80	160	40

注2； 検査結果報告書には、インボイス番号の記載を要求。

注3； 水産物については、水産庁において証明書を発行。

注4； エジプト政府は、同国内での放射性物質に係る検査において、セシウム以外の放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないとしています。